

平成15年9月25日(木)

於：日本郵政公社2階 農林水産省共用会議室G

## 第 4 回

食料・農業・農村政策審議会

農村振興分科会

議事録

農林水産省

午前 9時00分 開会

齊藤農村整備総合調査室長 平野委員が、まだ見えておりませんが、定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第4回農村振興分科会を開催させていただきます。

開会に当たりまして太田農村振興局長からごあいさつ申し上げます。

太田農村振興局長 おはようございます。第4回農村振興分科会の開催に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

委員の先生方におかれましては、本分科会へのご出席を賜り、早朝から大変恐縮でございました。厚く御礼申し上げます。

本日、ご審議いただきます新たな土地改良長期計画でございますが、昨年3月と今年3月の本分科会におきましてもご審議をお願いしてきたところでございます。また、これにつきましては、その策定のあり方について、農業農村整備部会の企画小委員会におきまして6回におよぶご検討をいただき、その結果を企画小委員会報告として、今月初めに公表させていただいたところでございます。

本日諮問いたします新たな土地改良長期計画の案ですが、この企画小委員会報告を踏まえ国民、消費者の視点から食料・農業・農村基本法の基本理念をとらえ、「いのち」、「循環」、「共生」の視点から政策目標を設定し、その達成に向けて目指す主な成果を掲げることとしております。他の公共事業計画と同じように、計画策定の重点を従来の事業量から達成することを目指す成果へ転換したものとなっております。

このほか、既存ストックの有効活用のための施策を盛り込むとともに、農業を取り巻く状況の変化に対応できるよう、計画期間をこれまでの10年から5年に短縮することといたしております。

また、現在、国土交通省や環境省におきましても、それぞれ社会資本整備重点計画や廃棄物処理施設整備計画の策定を行っているところでありますが、これらの計画は私どもの土地改良長期計画と相互に関連する部分がございますので、さらなる連携強化を図るため、3つの計画の案文において、それぞれ他の施策との連携を強化する旨、記載することといたしております。今後、その具体化に向けた取組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

新たな土地改良長期計画が、これからの農業農村整備の実施方向を示す指針となり、農業及び農村の振興に資するものとなりますよう、委員の先生方におかれましては活発なご

議論をお願い申し上げます。

なお、2点、ご紹介させていただきたいと思っておりますが、まず1点目は、食料・農業・農村基本計画でございます。食料・農業・農村基本法に基づく基本計画につきましては、おおむね5年ごとに見直すこととされておりますことから、平成17年度を目途に新たな食料・農業・農村基本計画を策定すべく見直し作業に着手したところでございます。この見直しに当たりましては、農業構造のさらなる改革、食料の安定供給の確保、環境保全を重視した農政の実現などの視点に立ちまして、基本計画自体及びそれに基づき実施されております各般の施策について徹底的な検証と見直しを行っていく考えでございます。

次に、水と緑の「美の里」プラン21でございますが、資料を配付しておりますが、9月5日に新基本法農政推進本部におきまして決定、公表を行ったところでございます。このプランは農林水産関連事業におきます景観配慮の原則化、農山漁村の景観形成のための具体的数値目標を掲げた取組みの推進、地域におきます景観の点検の実施、農村景観の観点からの法的枠組みなどの検証などを盛り込んでおります。今後は関係省庁や地方公共団体などと連携を図りながら、美しい農山漁村づくりのための取組みを進めてまいりたいと考えております。いわば、これまで、農業農村整備事業でありましたら農業の生産性あるいは農村の生活環境、快適さということを重点に行ってききましたが、土地改良法改正を契機に「環境との調和」に配慮ということで、どちらかという生態系、生物系を中心とした環境への配慮を進めることにしたわけでございますが、それをさらにもう一步進めて、景観という、目に見える景観だけではなくて、暮らしぶりも含めた、心地よさというも含めた景観でございますけれども、そういうものに十分配慮することによって、農村そのものを国民一人一人が都市の方も含めて自分たちの農村なのだというご理解をいただく、そのことを通じて、基本計画あるいは基本法の本来の目的であります食料の安定供給と、多面的機能の発揮を確保していきたいという思いがあって、省として農林水産全般にわたって、つまり農村振興局あるいは農林水産省の林野庁、水産庁も含めて一体として進めていきたいという中身になっております。

以上、少し長くなりましたが、私のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

齊藤農村整備総合調査室長 議事に入ります前に、本来であれば、ここで出席者のご紹介をさせていただくところでございますが、時間の関係上、座席表にてご確認いただくことでかえさせていただきたいと思っております。

なお、森地委員、熊埜御堂委員、宮城委員、鷲谷委員におかれましては、所用のためご欠席との連絡をいただいております。

それでは、以降の議事の進行につきましては、生源寺分科会長にお願いいたします。

生源寺分科会長 おはようございます。

それでは、以下、私の方で進行させていただきますけれども、最初に、議事に入る前に、資料がかなりあるようでございますので、事務局の方からご確認をお願いいたします。

齊藤農村整備総合調査室長 お手元の資料を確認させていただきます。配付資料一覧のほか、そこにごございますように資料1から2、参考資料1から10までございます。それから、先ほど局長のごあいさつの中で紹介させていただきました水と緑の「美の里」プラン21の概要を別につけております。何か欠けている点がありましたら、事務局の方にお知らせいただきたいと思います。

生源寺分科会長 よろしゅうございますか。

それでは議題に入ります。本日の議題は、「土地改良長期計画（案）について」でございます。これにつきましては、本日付で農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会长宛の諮問文をいただいておりますので、初めに永杉土地改良企画課長から諮問文の読み上げ及び説明をお願いいたします。

永杉土地改良企画課長 土地改良企画課長の永杉でございます。

それでは諮問文を読み上げさせていただきます。

「食料・農業・農村政策審議会

会長 八木 宏典 殿

農林水産大臣 亀井 善之

土地改良長期計画の案の作成について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第4条の2第1項の規定に基づき、別紙 土地改良長期計画（案）について、貴審議会の意見を求める。」

以上でございます。

続きまして、お手元の資料によりまして、諮問内容についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

現行の土地改良長期計画は、平成5年度から18年度までを計画期間といたしました第4次の計画でございますけれども、食料・農業・農村基本法の制定、同基本計画の策定、土地改良法の改正等の状況の変化がございまして、これらを踏まえて農業農村整備事業の実

施の方向を示すため、今回、現行計画を打ち切りまして、平成15年度を初年度とする新たな土地改良長期計画を策定することとしたものでございます。

スケジュールについてですが、現在、国土交通省を中心にいたしまして、本年3月に成立いたしました社会資本整備重点計画法に基づく社会資本整備重点計画の策定作業が行われておりますことなどから、公共事業相互間の連携を図る観点を踏まえまして、土地改良長期計画は、これらと同時期の10月上旬頃に策定することとしたいと考えております。

それでは、土地改良長期計画（案）の内容でございますけれども、資料2の2枚目の土地改良長期計画（案）をごらんいただきたいと思っております。

まず初めに、新たな土地改良長期計画は、平成15年度から19年度までの5年を1期として策定することといたしております。これまでは10年を1期としてございましたけれども、他の公共事業関係計画との整合性、あるいは農業情勢の変化への対応を図るため、計画期間を5年に短縮することにいたしております。このため、計画期間の短縮を内容といたします土地改良法施行令の改正を行っておりまして、本日付で公布、施行されております。

次に内容でございますが、第1の土地改良事業についての基本的な方針について、でございます。「いのち」、「循環」、「共生」という視点から、今後の農業農村整備事業に取り組むことといたしております。これらは、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展と農村の振興という基本法の基本理念を、土地改良事業の実施によりまして、消費者、国民に対してサービスを提供するという視点からとらえ直した概念でございます。

「いのち」につきましては、安全で安心な食料を安定的に供給することなどによりまして、国民・消費者の命を守る。「循環」につきましては、有機性資源や農業用水の循環などを通じた循環を基調とした社会の構築を図る。「共生」につきましては、人と自然の共生、都市と農村の共生を実現するといったことを意味しているものでございます。

それから2ページに参りまして、施策の実施に当たっての留意点を6つ列挙してございます。なお、状況の変化に応じた弾力的な計画の実施と計画の見直しを行うことについても、ここで記述してございます。

留意点でございますが、（1）の施策連携の強化でございます。農林水産施策といたしまして、ハードとソフトの連携を強化するとともに、他省庁所管事業との連携につきましても、国土交通省等の社会資本整備重点計画、環境省の廃棄物処理施設整備計画などに位置づけられた事業との連携を図ることといたしております。

また、社会資本整備重点計画（案）あるいは廃棄物処理施設整備計画（案）の方におきましても、土地改良長期計画等の連携について記述されることとなっている、と承知をいたしております。

次に、（２）の既存ストックの有効活用でございます。これまで、整備率の向上を目指して施策を行ってきてございますが、既存ストックの有効活用を重視した施策に転換することといたしております。なお、土地改良法によりまして、土地改良長期計画におきましては、事業実施の目標及び事業量を事業の種類ごとに定めることになってございますが、今回、土地改良法施行規則を改正いたしまして、事業種別の内容といたしまして、管理事業といったものを明示することにいたしております。

それから、（３）では、地域の特性に応じた整備、（４）では、多様な主体の参加、（５）では、事業評価の厳正な運用等に記述しておりますが、（６）の工期管理とコスト縮減では、限度工期内の事業完了に務めるとともに、事業便益の早期発現、将来の維持管理費の縮減を含めまして、総合的なコスト縮減を図ることといたしております。

それから、第２の事業の実施の目標及び事業量について、でございますが、「いのち」、「循環」、「共生」という３つの視点に応じまして、７つの政策目標と８つのアウトカム指標の設定をいたしております。

それから、政策目標ごとに事業実施の目標を記述してございまして、その中で目指す主な成果といたしまして、代表的な施策について数値目標を示してアウトカム指標を設定いたしております。

また、従来計画では事業費で記述しておりました事業量について、面積、地域数等の具体的な数値、あるいは文章によりまして表現をいたしておるところでございます。

３ページの下の方の、農用地総合整備事業でございますけれども、以下、土地改良法施行規則によりまして、３つの事業種別にくくって記述してございます。

まず、農用地総合整備事業の中の の、意欲と能力のある経営体の育成でございますが、農地利用集積による経営規模の拡大と、畑地かんがいによる経営基盤の強化を進めまして、効率的かつ安定的な農業経営が、生産の相当部分を担う農業構造の実現に資することを目標といたしております。

次、４ページに参りますが、目指す成果といたしましては、事業実施地域において、意欲と能力のある経営体への農地の利用集積を、20ポイント以上向上させることとしておりまして、そのための事業量を13万ヘクタールといたしております。

それから、4ページの上から3分の1ほどのところでございますが、総合的な食料供給基盤の強化（農用地の確保と有効利用）という施策でございます。農地の有効利用、中山間地域等におきます耕作放棄の発生防止などを目標といたしまして、農用地及び農業用道路等の整備等を実施することにいたしております。

目指す成果といたしましては、水田の汎用化によりまして、水稲と畑作物の選択的作付を可能といたしまして、耕地利用率を105%以上に向上させることにいたしてございます。このため事業量といたしましては、6万9千ヘクタールの農地において、排水改良等による水田の汎用化などを実施しますほか、中山間地域等での立地条件に応じた農地の整備などを実施することにいたしてございます。

それから、4ページの下から3分の1ほどのところでございます循環型社会の構築に向けた取組でございますが、昨年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が策定されたことも踏まえまして、有機性資源の循環利用を目標といたしまして、家畜排せつ物の堆肥化等による年間処理量を平成19年度までに、280万トン増加させることを目指す成果といたしてございます。このため、家畜排せつ物の処理施設を120地区で整備することにいたしております。

また、農業集落排水の汚泥のリサイクル率を45%から55%に増加させることを目指す成果といたしまして、約940地区で新たにリサイクルを実施することといたしております。

5ページの自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造でございますが、土地改良法の改正によりまして、「環境との調和への配慮」が事業実施の基本的要件とされたことを踏まえまして、農業農村整備事業は環境創造型の事業内容に転換することといたしております。具体的には市町村が策定する「田園環境整備マスタープラン」に即して実施することといたしておりますが、水路やため池の改修に当たりまして生態系を保全する工法を導入するなどによりまして、「田園環境整備マスタープラン」に即して田園自然環境の創造に着手する地域を平成14年度の約500地域から、平成19年度には1,700地域に増加させることといたしております。

次に、5ページの中ほどの、個性ある美しいむらづくりでございます。農村生活環境の向上と地域の個性を生かした魅力ある多様なむらづくりを目標としております。目指す主な成果といたしましては、農業集落排水施設、下水道、合併処理浄化槽の整備を連携をして進めまして、全国平均で汚水処理人口普及率を、平成14年度の76%から平成19年度には86%に引き上げるという3省の共通目標を設定しております。その中で、農業集落排水施

設につきましては、処理人口普及率を平成14年度の39%から、平成19年度には52%に引き上げることといたしております。このための事業量といたしましては、農業集落排水施設を1,600地区で整備することなどとしてございます。

次に6ページに参りまして、2の基幹農業用排水施設整備事業の安定的な用水供給機能等の確保でございます。基幹的な農業用排水施設は、ご案内のとおり、既存ストックが相当形成されてございますが、今後、更新時期を迎えるものが増加することが見込まれておりまして、更新適期に応じた計画的、機動的な更新を行うということが必要になってございます。このため、基幹的な農業用排水施設の機能の維持確保を目標として、基幹水利施設により、用水が安定供給されております170万ヘクタールと、それから基幹水利施設によりまして排水条件が確保されております80万ヘクタールをあわせました延べ250万ヘクタールについて安定的な用水供給機能と排水条件の確保を図ることとしております。このため、予防保全対策を導入いたしまして、既存ストックの長寿命化や、ライフサイクルコストの低減を図りますとともに、施設ごとの適期に応じた更新整備を行うことにいたしてございます。

それから、3の防災事業の農業災害の防止と安全・安心な地域社会の形成への貢献でございます。農地防災対策につきましては、農業面のみならず地域防炎的な機能も有しているところでございまして、湛水被害等が発生するおそれのある農用地の延べ面積を、約100万ヘクタールから約76万ヘクタールに減少させることを目指す成果としております。このため、各種防災事業を4,500地区で実施することとしております。

以上が土地改良長期計画(案)の概要でございます。

土地改良長期計画(案)の作成に当たりましては、素案の段階におきまして、本年9月3日から12日までの間、農林水産省のホームページへの掲載等によりまして、パブリックコメントの募集を行っております。詳細につきましては、参考資料5にまとめてございますので、詳しい説明は省略させていただきますが、29名の方から延べ58件の意見等が寄せられてございまして、内容といたしましては、計画全般にわたり時勢を反映したものであり、消費者の立場で土地改良を身近に感じることができることとしたご意見ですとか、地域の営農の核となる者に重点的な支援をすることなどは評価できる、といったようなご意見をいただいております。また一方では、具体的な整理の進め方や、目標値などについて、もう少し書き込むべきではないかというご意見もございました。

閣議決定案文の作成に際しましては、そうしたご意見を踏まえまして、できる限りわか



りやすい内容にするように努めた次第でございます。

なお、冒頭、お話を申し上げました国土交通省等で作業が進められております社会資本整備重点計画（案）の関係につきましては、参考資料10としてつけさせていただいてございます。時間の関係上、説明は省略させていただきます。

以上で土地改良長期計画（案）の説明を終わらせていただきます。駆け足で大変恐縮でございましたが、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

以上でございます。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明のありました諮問案について審議をいたしたいと思います。どうぞ自由にご質問あるいはご意見をいただきたいと思います。

小田切委員 今、ご説明いただいた方向性については、私、3点で評価できるのではないかというふうに思っております。

1つは、土地改良法改正によって明確にされました環境創造型事業、それを「循環」という視点、「共生」という視点、2つの視点にブレークダウンした。このことが評価できるのではないかというふうに思っています。2つ目は、地域の特性に応じた整備ということをより前面に押し出した。この地域の特性に応じた、というワード自体が食料・農業・農村基本法のキーワードでもあるわけなのですが、それを土地改良長期計画においても前面に押し出したということ。それから、3点目は、多様な主体の参加の促進を掲げた、この点でも評価できるのだらうというふうに思います。

ただし、この3点について、それぞれ、ある種の強化が必要になるかと思っております。時間の関係で、特に私自身が気になっております多様な主体の参加の促進、この点について、ぜひ、事務局からのご説明をいただきたいと思います。この中で、「地域住民やNPOとの参加を促進する」という文言がございます。地域住民については土地改良法改正の85条の中に、確かに地域住民が意見書を提出する、それが明記されているわけなんです、NPOについてはどのように考えたらいいか、あるいは今後、土地改良法だけではなく、こうした住民参加の制度についての、さらに法律改正の予定があるのかどうか、この点についてお伺いしたいというふうに思います。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

今、ご質問がございましたけれども、関連する事項で何かございますでしょうか。

なければ、事務局の方で、今の点につきましてお答えがあればと思いますが。

永杉土地改良企画課長 NPOの関係でございますけれども、土地改良事業とNPOの接点と申しますか、幾つかあるかと思いますが、特に水利施設の維持管理など行っていきます場合に、集落機能の低下あるいは都市化、混住化に伴いまして、地域住民の参加といったことが重要になってございます。地域住民に対しましては、環境に配慮した維持管理を行うという方向がございまして、逆に地域住民の方々、これはNPO、今後育っていくと思われましても、そちらのサイドからは維持管理の作業も含めまして参加をしていただくということが1つございます。

また、先般成立いたしました自然再生推進法などによりましては、地域住民、あるいはNPOの方々为主体的発案されて、ボトムアップ型で行政も参加をして、土地改良施設あるいは土地改良施設の周辺で自然再生をしていく、というようなことを推進することになってございます。

そういった点で接点があるかと思います。あくまで地域の主体性、自主性を尊重し、また損なわないようにしながら、申し入れがあれば農水省出先機関等において対応していくというふうな考え方であろうかと思えます。

それから、現在のところ、先ほど申しました自然再生推進法というものもできておりますし、法制的には、当面、現行の運用の中でやっていくことになるのではなかろうかと思えます。また状況の変化等に応じて、そういった点も含めて検討していくことになるかと思えます。

生源寺分科会長 小田切委員。

小田切委員 今のご説明でよくわかったのですが、もう一度念を押してお尋ねしたいと思うのですが、NPOに限らず住民参加を求める仕組みは、それが土地改良法の中に限定すれば、85条の中で意見書を提出できるという、そういうふうな文言であるわけですが、これと、今回の長期計画の「促進する」という表現の中には、やや乖離があるように思えるわけです。「住民参加を促進する」ということを、それを行政的、あるいは政策的にどのようにお考えになっているのか、ご紹介いただければと思っております。

生源寺分科会長 それでは、引き続き、よろしく申し上げます。

永杉土地改良企画課長 NPOと、あるいは地域住民の参加の促進ということでございますけれども、これは行政の側から呼びかける場合もあるかもしれませんが、やはり基本は自主性を尊重して、ということであろうかと思えます。ただ、先ほど申し上げました地域住民の方々維持管理等に参加をされるような活動につきましては、予算措置、

ソフト事業でございますけれども、そういった参加を促進するための土地改良区が地域住民と連携を図るための施策なども拡充をいたしてございます。

また、ハード事業を実施する際の意見の申し出等につきましては、そういった点での対応につきましては、促進というよりは、ある程度受け身にならざるを得ないかなと思えますけれども、そういったところでございます。

生源寺分科会長 局長からも発言があるようでございます。

太田農村振興局長 誤解なきように、ちょっと補足したいと思います。

行政は決して待ちの姿勢ではなくて、強引にNPOの方々にどうこうしてくれというわけにはいかないという立場という意味で、土地改良企画課長は、自主性をと言っているわけございまして、基本的には、例えばきょうはご紹介申し上げませんでした、ここにおられる平野さんも入って副代表になっていただいている都市と農山漁村の共生・対流の国民的な会議として「オーライ！ニッポン会議」というのができましたが、例えば、この中でNPOのメンバーも相当入っていただいています。我々としては、そういうところに情報をつなぐことによって、お考えになっていることがマッチングできる。要するに、今までミスマッチが随分多いものですから、そういうものを作ることができるということが1つございまして、それから、これは行政としても積極的にバックアップしているわけですが、全国の土地改良区なりが、21世紀土地改良区創造運動というような形で、いわゆる国民に開かれたというか、地域に開かれた、そういう改良区に脱皮していかなければいけないという運動を、改良区の名前も、愛称を「水土里ネット」と変えて、取り組んでおられる中では、当然、それこそ開かれたわけですから、むしろいろいろな方に入っていただくということだと思います。これまでもグラウンドワークとか、そういう形では取組まれておるのですが、逆に余り形式的に陥らないといいますが、法律的なというよりも、実態論でそういうことをどんどんやっていくという運動が出ていますので、行政としてはそういうことに積極的に、むしろ一体となって、というようなことが実現に向けての具体的な取組みであろうかと思えます。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

平野委員。

平野委員 今、お話を伺っていて大変よくわかったんですが、ただ「住民の自主性を尊重して」という言葉は、志としてはとても高い言葉で、私も好きな言葉なんですけれども、余りにお役所的な言葉のような気がするのです。「住民の自主性を尊重します」と。待ち

の姿勢でないということを聞いて、今、安心しました。一度こういった委員会でも皆さんで意見交換しているわけで、今後、それを、今、こうしたら理想な現実になるのではないかとといったことを、多くの人たちに伝えるときに、だれが、何を、どう伝えるかということを考えることはとても大切だと思いますし、その仕組みを整えていくということも大切なのではないかと思います。そのあたりを重点的に考えていただければと思うのが1つです。

そういった意味では、今回の配付資料一覧、今、拝見させていただいている土地改良長期計画の案ですが、今回のこのまとめ方は、とてもいいのじゃないかなと思ったのですね。どういった点かといいますと、予算のことにこれは目が行かないようにできているということです。予算が載っていて、そこが目立つようですと、どこにたくさん予算がついているかなということに、意識が行ってしまうかもしれません。そうしますと、結果的にハード部分のところに目が行くということになりかねません。けれども、今回のまとめ方は、何をやりたいのか、何を進めていこうとしているのかというソフトの部分が前面に出てきています。予算の大小はこれではわからない。しかし、予算がたとえ少ないものでも、わずかなお金しか使わないものでも、人の心の奥底に届いていくものというのが必ずあると思うのです。そして、これが住民の自主的な気持ちをかき立てるということに大きく役立つのではないかと思います。例えばお役所の方だけでやらなければいけなかったことを、住民の方々がやるようになっていく。1人でやることを2人でやる、3人でやるとなっていくためには、やはり人の心の奥に届いていくものがないと難しいと思うのです。そういった意味で、今回のこの案のまとめ方は、本当にソフトの部分が項目に太字で出ていて大変わかりやすいですし、いいまとめ方ではないかなと思いました。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

井上委員。

井上委員 私も、この素案を読ませていただきまして、基本的に情勢に合った形ででき上がっているのじゃないかというふうに思います。

また、そこで素案だけを読んでいた段階では、今度の「いのち」と「循環」と「共生」というところで、特に「循環」、「共生」の部分にかかわっていいますと、美しく心安らぐ国民のふるさと、という話になってくるわけで、後の段でくると、結局、美しい景観とかそういうものをつくっていくということが前面に出ている。これは大変よかったことだなと思うのですが、ただ、私ども、西欧農村と我が国の農村を比較した場合、なぜ西欧農

村はこんな美しいのか、我が農村はどうして、こうはっきりしないのかという形になってまいりますと、西欧農村の場合、かなり農村整備の中で規制がかかっていますよね。看板1つ立てるのだって勝手には立てられないという状況があります。そういう意味では、美しい景観づくりとか何かやる場合には、当然、今、規制緩和の時代ですけれども、逆に、この点については規制を強めなければならないし、またチェックもしなければならない。さらには、今回、先ほどからお話に出ている多様な主体の参加の促進ということをいわれておりますが、例えばイギリスの環境整備の問題を考えてみても、ナショナルトラストの運動の中で、かなりNPO的なボランティア活動によって整備されているんですね。そういう点で、盛り込まれているという点は、私も評価としたいと思いますし、結構だと思うのです。

そこで、きょう、水とみどりの「美の里」プラン21の概要を先ほど来て見ましたら、私が、今、申し上げたようなことが、これにかなり書き込まれているんです。ですから、問題はここに書き込まれていることが、長期計画の中でどういうふうに生かされてくるのか。これは当然のことながら、一農水省でできる話ではなくて、他の省庁、さらには自治体とのかかわりも出てくるだろうと思うのですが、できましたら、水とみどりの「美の里」プラン21の要点をご説明いただければなというふうに思っております。

以上でございます。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。事務局からご説明をお願いします。

齊藤農村整備総合調製室長 それでは、若干、ご説明させていただきますと、実は、これにつきましては、ことしの1月から3月にかけて、農山漁村の美しさを検討する懇談会を設けまして、それでデザインの専門家、あるいは建築の専門家、そういった方々にも入っていただきまして、もちろん農業農村整備の専門家にも入っていただいたわけですが、そういった中で農山漁村の美しさとは何かということで、いろいろ議論を重ねてまいりました。特に、私どもとしては農山漁村を構成しているものは都市景観と相当違いがあるだろう、そういったものをきちんととらえていかなければいけないということで、かなりの議論を重ねまして、その結果、そういう議論も含めまして、今回まとめたものがこれでございます。

開いていただきますと、こういうA3の、概要を表形式にしたものがございますけれども、この中で、検討会での議論を踏まえまして、施策の基本的視点というところに書いてありますけれども、農村というのは農業生産活動と生活の場が混然一体とした空間でござ

いますから、そこにございますように生産・生活の両面における空間的な調和というものが必要となります。それから、特に農村の場合は、豊かな自然環境、景観があるわけですから、そういう健全な豊かな自然環境や景観の保全が必要だろう。それから、3点目は、特に検討会の議論で、「地域の記憶」というような言葉が出てきましたけれども、ふるさとの原風景、あるいはそこで受け継がれてきた伝統文化、そういったものを含めまして、地域の営みや伝統文化に根差した地域社会というのを意識していかなければいけないだろう。それから、最終的にはそういった農村というのは、そこに住む人たちだけのものではなくて、国民全体共有の財産でもありますから、農山漁村の魅力を生かした、都市との交流という、そういう展開が必要だろうと、この4点を基本的な視点としまして、これを具体的に実行するためにどういったものが必要かということで、下にございますような施策の展開方向ということで整理しております。

一番目に挙げてございますのが、景観配慮の原則化ということで、いろいろな事業をやっておりますけれども、これまで設計基準、計画基準等に生態系の配慮、あるいは景観の配慮というものを逐次入れてきておりますけれども、もう少しきちんとした形で、特に景観配慮について明記してやっていく。

それから、私ども、公共事業の評価も行っておりますけれども、景観の視点も含めて評価項目として導入していくということで、景観アセスメントの導入。

それから、農村景観については、いろいろな研究者の方々がいらっしゃいますので、そういった専門家の知恵もかりながらやっていくということで、景観配慮の原則化を打ち上げております。

それから、具体的な目標を明示して取り組む必要があるということで、個性ある魅力的なむらづくりを引っ張っていくようなモデル地区というものをつくっていこうということで、農村部、平場の方で50地区、山村部で50、漁村で30ということで、平成20年度まで130地区、モデル地区として施策を集中的に実施していこうというようなことを考えております。

それから、そのほかNPOの協力とか、そういったものも掲げております。

それから、特に右の方へ行きまして、農村景観、やはり地域の人たちも含めて、再点検する必要があるということで、地域住民がみずから自分たちの周りの景観というものを認識して、それに対してどう取組んでいったらいいか、NPOなどの組織立てをどういうふうにやっていったらいいか、というようなことも含めましたガイドラインも作成しましてやっていこうということを考えております。

それから、先ほど先生の方からもございましたけれども、規制の導入が必要だろうというところで、例えば都市計画法上のいろいろな規制の導入もありますし、建築基準法上の建築協定などを結ばれているところもありますけれども、やはり純農村部ではなかなか少ないということがございます。景観条例などを独自に市町村で取り組んでいるところもございますけれども、そういった一定の規制措置が導入できるような、そこまで地域の合意形成を深めていくというのは非常に難しいことですが、そこが今まで欠けていたのではないかと、そういったものにも取り組んでいくというようなこと、それから、「オーライ！ニッポン会議」ということで組織ができておりますけれども、こういった運動も一緒に展開していこうというようなことで考えているところでございます。

以上でございます。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

よろしゅうございますか。そのほかに何かございますでしょうか。

中村委員。

中村委員 今回のこれを拝見しまして、国民的なニーズに大変開かれたものができていて、大変よろしいものができたというふうに感じております。これはこれで大変結構だと思ひまして、私はこれで結構ですが、若干感想なり希望なりを申し上げますと、1つは、これを一般の人が見たら、農水省は大変変わったなと思うのではないかと、思うのですけれども、これができましたら、その後、ぜひPRをしっかりとやっていただいたらいいのではないかと、ということを感じました。

それから、随分、この中には新しいことが含まれているわけですが、私は大学畑でございますから感じるのですが、実際にこういうことをやろうと思うと、研究ということを忘れることはできないような気がするわけで、研究は施策とは違うかもしれませんが、研究の重要性、それから研究との連携みたいなものを、実施に当たっては十分留意していただいたらいいのではないかと、思っております。

それから、私はエンジニアなものですから、これから企業的な農業経営みたいなことになると、どうしても農地の汎用化みたいなことがあるのですけれども、今までのそういう面で排水というのは、とかく日の目を見なかったような気がするのですけれども、この中で大きく取り上げられているということは、エンジニアとしては大いに我が意を得たと思っております。

なお、この中に新しいこともいろいろ書いてあるのですけれども、一面で古いことも書

いてあるというのは、例えば、今、申しました排水のこともそうですが、それから農業用水の基幹施設の整備なんということも書いてありますけれども、これは昔からやってきたことなのですが、新しいことはいいですけれども、古いものは、今まで果たして本当にうまくいっていたかどうかという点があるだろうと思うのです。私は法律のことはよくわかりませんが、旧基本法で大規模経営農家はいいというようなことが、それからややハンドルを切ったというようなことがあるかもしれないのですけれども、かつてのそういうのが悪いわけではないので、それが、なぜうまくいかなかったのか、あるいはそれから考えて今の大規模の基幹農業用水整備事業みたいなものに、もっとやりよくなるような方法はないものかというようなところ、例えば、費用の割振りなんということもあるかもしれませんが、詳しいことはわかりませんが、そういうところも、たゆまず検討を続けられて、改良を加えていただけたらいいかなというふうな感じがいたしました。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

そのほかにいかがでございますでしょうか。

三野委員。

三野委員 この長期計画の基本的考え方を、企画小委員会の方で取りまとめに際して座長をさせていただいた者ですが、一応企画小委員会での、私の受けた印象を少しお話しいたしまして、ご参考にさせていただければと思います。

今、中村委員からお話のありましたように、この基本的な考え方、2ページ目の6点というのは、これまでの本来の土地改良事業とは、かなり新しい方向を切り出したものですので、大きく農水省が変わったということを内外に示す大変大事なポイントだと思っておりますので、これはぜひ、うまくPRにつなげていただければと思いますが、特にその中で、今までの既往の土地改良事業をいろいろ推進して行われました農家だとか、地元農業関係者の方々からは、かなり戸惑いのようなご意見があったやに思います。それは旧来のものをしっかりやった上で、こういう方向を正しく展開していくのだという形だということをご理解いただいているのではないかと思います。

もう一方では、国民、住民の視点からのさらに一層の変革を求められるご意見も、大変強くございました。その方々からはかなりの評価をいただいたものではなかったかと思えます。

そしてもう一つは、農村の生態系だとか、景観、新しい形の新基本法に基づいた展開の中で、いろいろ配慮事項についてご意見がございました。これも先ほどもご意見がござい



ましたが、新しい形でいろいろ模索が続けられていくことだと思いました。この辺についても、大変貴重なご意見が、委員の中からもたくさん出ました。

そういうようなことを踏まえまして、ぜひ新しい方向としての、この基本的考え方を着実に進めていただく、そのための5年間という長期計画の具体的な4ページ以降の内容でございますが、その辺につきまして、今後、ぜひPRと同時に、この新しい方向への推進というのをしっかり図っていただければと思う次第でございます。

以上です。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。

有田委員。

- 有田委員 ちょっと違った観点からコメントさせていただきたい。

農地面積がどんどん減っているという状況の中で、それをくい止める観点を入れられないかを感じている。先ほど、お話があったが、日本の今の政策の中では、農地は集約的に利用する、利用率をふやすというようなストーリーが基本ですが、それもなかなかままならない。そういう中で農地面積が減っていつているわけです。

既存のストックの有効活用というふうに(2)で触れられていますが、この趣旨は既存ストックの長寿命化というような、現在使われているものをいかに有効化していくかという視点で書かれているのだろうと思う。しかし、荒廃化していく農地を、当面は農業生産ではないのだけれども、何とか維持していくということも併せて考える必要があるだろう。これは先ほどの景観の問題や、ツーリズムのお話もありましたが、農地が荒れていると、どうしても土地を訪れた人が荒れた感じを受ける。その景観対策として、当面農地としては使わないのだけれども、自然的価値を保全していくことがツーリズムにもつながるというようなことがあります。そこで、当面の生産性を高めるということから若干ずれるのですが、資源保全的な側面からの対策が何か盛り込めないかというのが1つです。

あと一つは、私、中山間地の農地を日ごろ追いかけているのですが、圃場整備をやるうとしたときに、荒廃化率が大体地区の3割を超えると地元の合意が得られない。そうしますと、資源全体を保全していくという場合に、3割になろうという所を優先するというような優先順位という考え方がどうしても必要なる。ここにありますような、例えば(3)の地域の特性に応じた整備というところに、少し戦略的な優先順位というような概念が、盛り込めないか。そうすると、荒廃化率が高まっている地区で、資源的に優良なものを保

全していくという場合には、重点的な施策を進めることが可能だし、現場的には求められているのではないか。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

今の点につきまして、これは計画部長、お願いいたします。

高橋計画部長 先生のご指摘は十分よくわかります。

それで、組立てとしまして、食料・農業・農村基本法がございまして、冒頭、局長の方から話がありましたように、その下で食料・農業・農村基本計画というのをつくっております。そこには、10年間の計画ですので、平成22年、470万ヘクタールという数字を出しています。結局、470万ヘクタールというのは、もう一つの大きな数字、45%の食料自給率と関連するのですが、この470万ヘクタールをどうするかということになりますと、土地改良長期計画にありますように、その470万ヘクタールをどういう形にするかというような話のほか、何をつくるかとか、どういう人がそれを使うのかとか、いろいろな要素で成り立っています。470万ヘクタール議論は、土地改良長期計画もその中の要素を1つですが、もう一つ上のところで決まっており、まさにこれから議論されるところです。都市的土地需要圧力は少なくなっていますが、傾向的に見れば、厳しい局面もあるかもしれません。これは、今言ったような、単にその土地の形をどうするかというだけの議論ではなくて、総合的に議論はされることになると考えていますので、ご意見、ご指摘は十分認識いたします。それともう一つ、先ほどおっしゃった中山間地域の見直し、地域資源、これをどうしようかというのも、これもまたそのエリアをどういうふうに整備するかどうかだけでなく、平地に比べると不利なところをどう補正するか、直接支払ということでやっていますけれども、そういう手段をどう使うかとか、いろいろな要素がございまして、これもまた大きな課題として、次の基本計画の見直しで議論を当然しなければならない問題とっております。

生源寺分科会長 基本法なり、あるいは基本計画と、ある意味では密接に関連した形ということの中でのご意見かと思えます。

よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

いろいろご意見を賜ったわけでございますけれども、この土地改良長期計画案を中心とする諮問につきましては、おおむね妥当と認められるということとし、その旨の答申を審議会長から農林水産大臣に対して行う、こういう運びといたしたいと思いますけれども、

よろしゅうございましょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了でございます。事務局にお返ししたいと思います。

齊藤農村整備総合調整室長 本日は大変お忙しい中ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

これをもちまして、第4回農村振興分科会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

午前 9時55分 閉会